

岐阜県家畜伝染病防疫対策本部 第31回本部員会議

日 時：令和元年6月5日（水）
15時00分～
場 所：県庁4階 特別会議室

I 防疫措置の対応について

II 今後の対応について

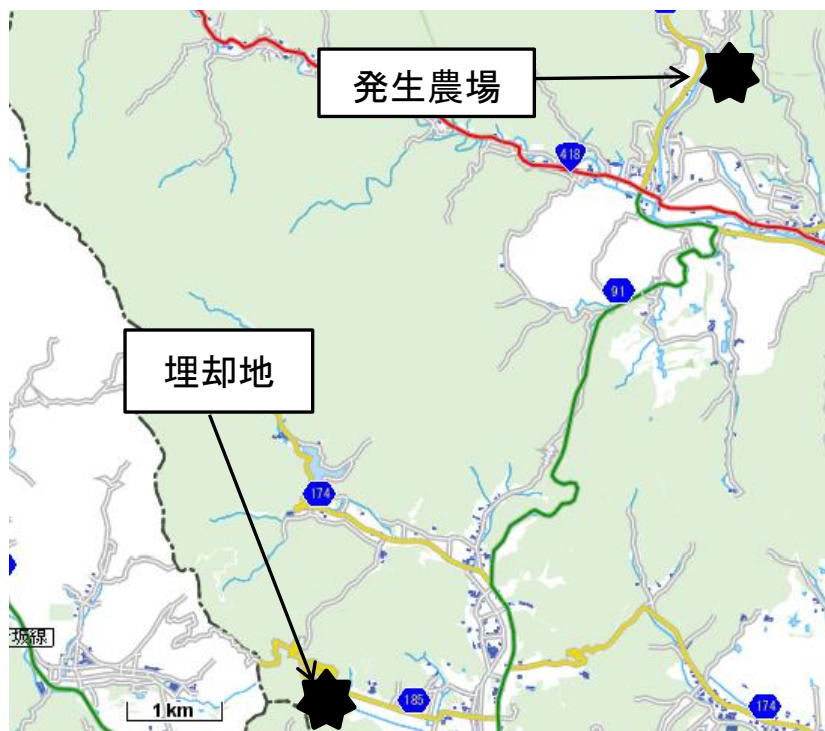
I 防疫措置の対応について

1 農場の概要

(1) 農場名 : 非公表

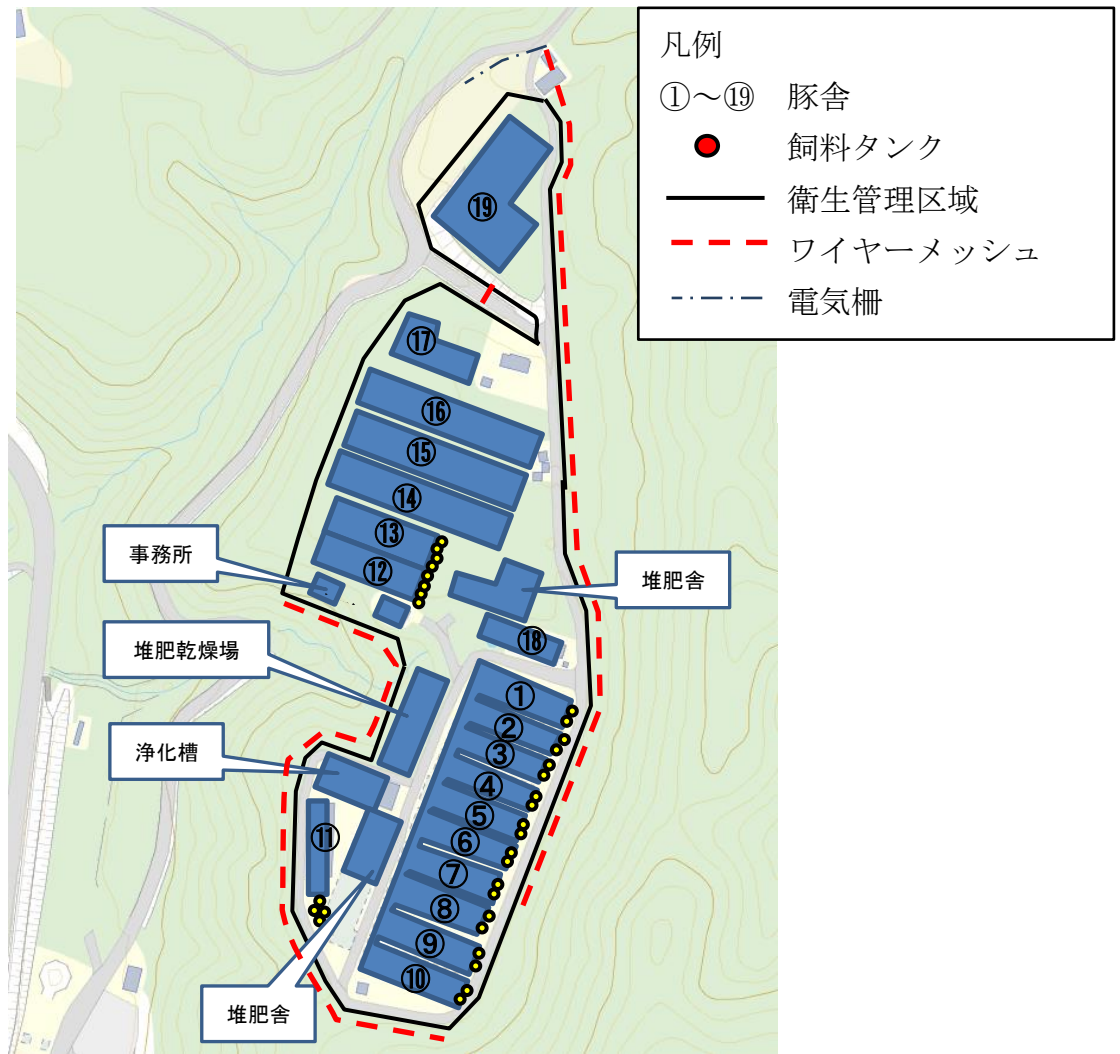
(2) 飼養状況 : 8, 122頭 (全て子豚)

<位置図>

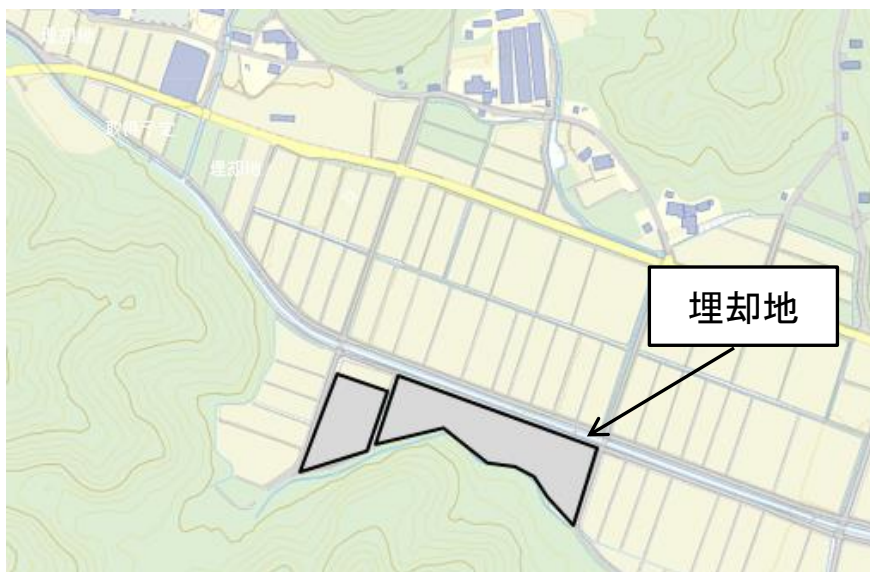


※ 埋却地へ輸送

< 配置図 >



< 埋却地位置図 >



2 これまでの経緯

2月19日（火） 国による飼養衛生管理基準の現地指導を実施

3月28日（木） 国による改善状況の現地確認を実施

4月26日（金） 県による改善完了の確認を実施

6月 4日（火）

11:00 飼養者から中央家畜保健衛生所へ同一豚舎内で、4頭死亡、
1頭瀕死との連絡あり
当該農家に移動自粛を要請

14:15～ 中央家畜保健衛生所職員が農場へ立入検査を実施
同居豚10頭の体温測定及び採血を実施
(体温40℃以上が認められる)

16:00 血液検体10頭、解剖検査用豚4頭を中央家保へ移送

17:00～ 交差の恐れがあると畜場（2か所）への事前連絡

23:50 採血10頭のPCR①検査結果 10頭陽性

6月 5日（水）

3:00 採血10頭のPCR②検査結果 10頭陽性

8:55 解剖4頭のPCR①検査結果 4頭陽性

9:20 搬出制限区域内農場（1農場）への事前連絡

11:55 解剖4頭のPCR②検査結果 4頭陽性

13:10 国との協議を経て、疑似患畜と決定

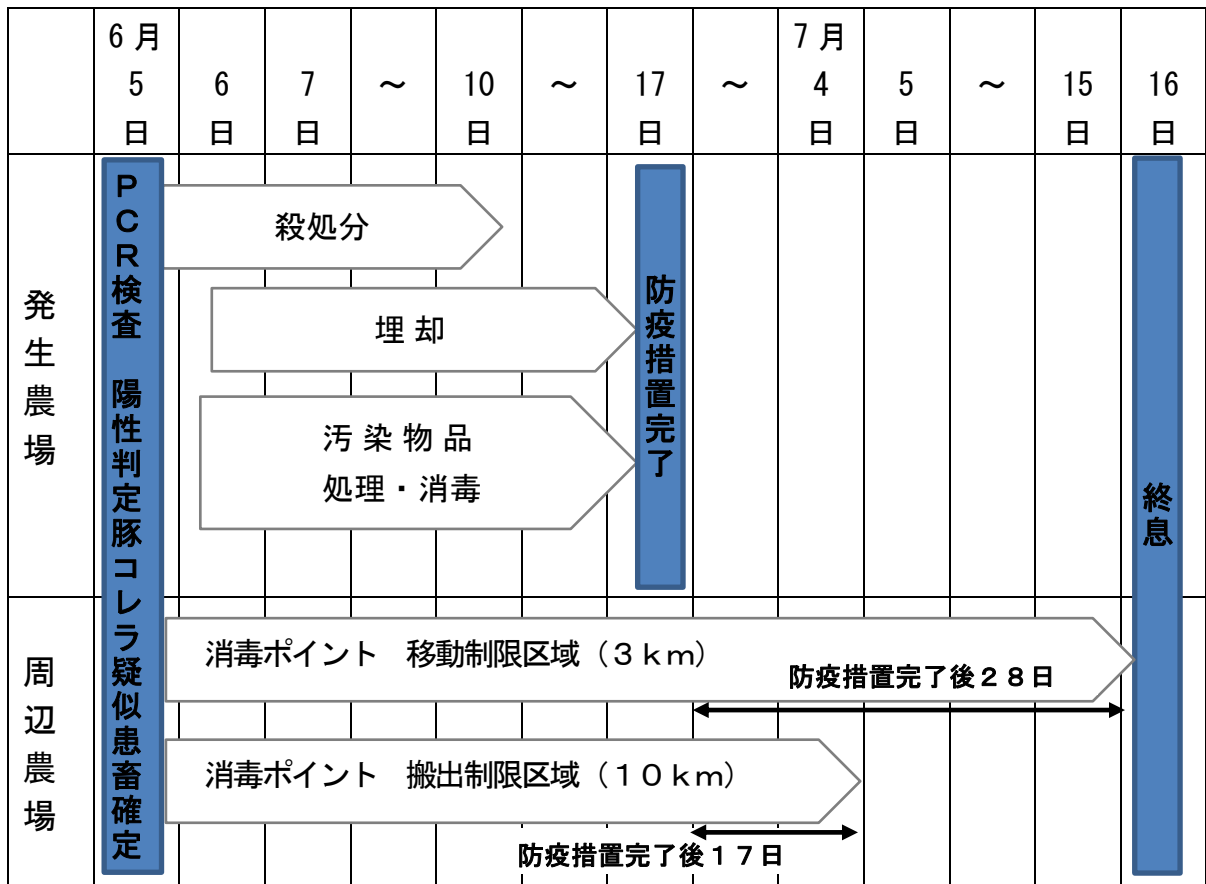
搬出制限区域内1農場へ搬出制限を実施

発生農場と畜場での交差の恐れがある農場（3農場）と発生農場への豚の出荷により交差の恐れのある農場（1農場）に病原体を広げる恐れがある物品の移出を制限

※10:00 発生農場へ豚を出荷した農場の清浄性確認検査を実施

3 防疫措置について

(1) スケジュール



(2) 防疫体制 (予定)

	獣医	県職員	自衛隊	市町村 職員	民間 業者	合計
殺処分、農場消毒	447	2,526	665	-	-	3,638
埋却作業	-	530	-	-	480 [建設業協会]	1,010
消毒ポイント	-	96	-	48	-	144
集合場所等	-	1,441	-	360	47	1,848
合計	447	4,593	665	408	527	6,640

(3) 熱中症対策

○熱中症対策責任者の配置

- ・総務班長のほかに、熱中症対策責任者（管理職）を配置し、活動場所を巡回。

○医療従事者を配置

- ・休憩所に24時間体制で医療従事者（医師又は看護師）を配置し熱中症等に対応。

○1日4交代制（1クール6時間）

- ① 11:00～17:00
- ② 17:00～23:00
- ③ 23:00～ 5:00
- ④ 5:00～11:00

※1クールは3班体制で実施 1班当たり15分活動し、30分休憩

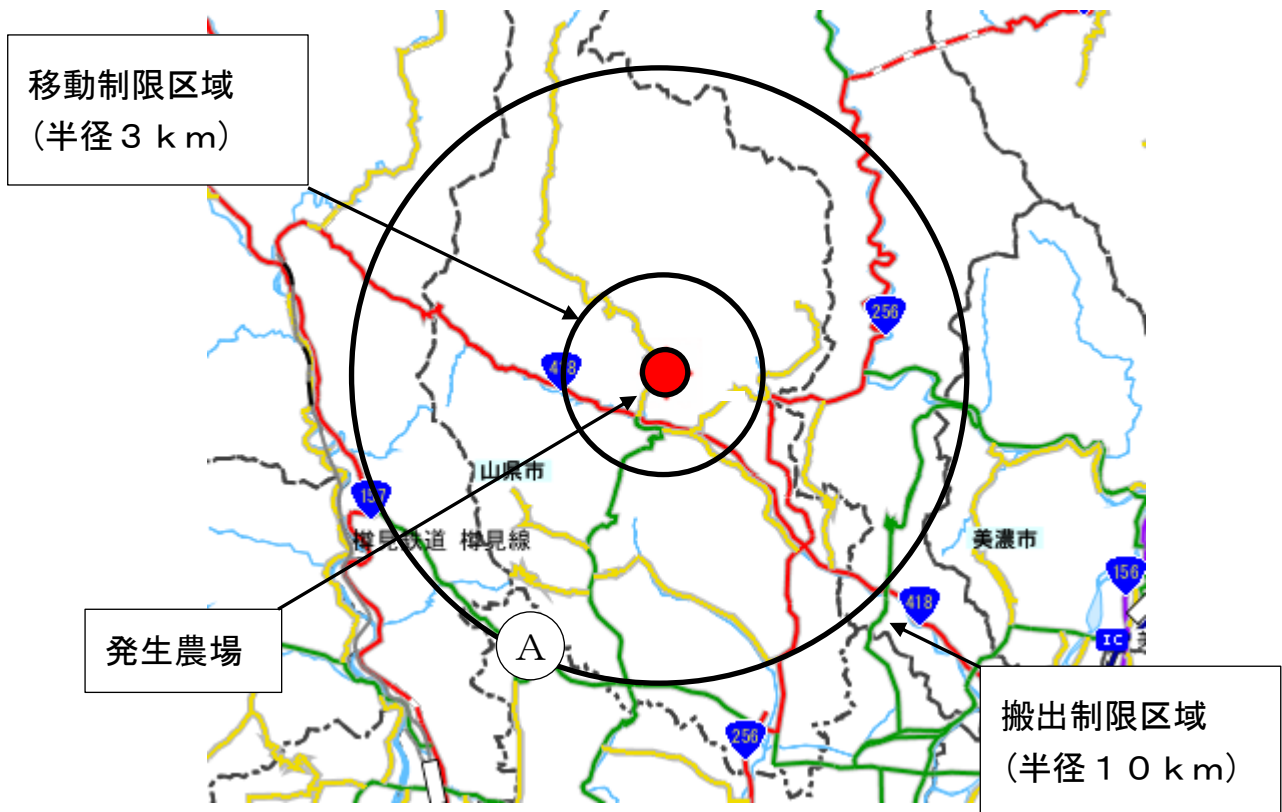
※熱中症指数計の暑さ指数（WBGT）が21℃（注意）以上、又は気温が30℃（真夏日）以上となる場合は、作業を中止。

○次の資機材を配備

- ・水分等（水、お茶、ゼリー、塩飴等）を各所に十分量配置
- ・スポットクーラー 15台（前回11台）
（農場内テント4台、埋却地3台、休憩所5台、消毒ポイント3台）
- ・ミストファン 8台（休憩所）
- ・冷凍冷蔵庫 3台（休憩所2台、集合場所1台）
- ・クールベスト 120着（前回70着）
- ・冷感スプレー 2ケース（前回1ケース）

4 移動・搬出制限区域について

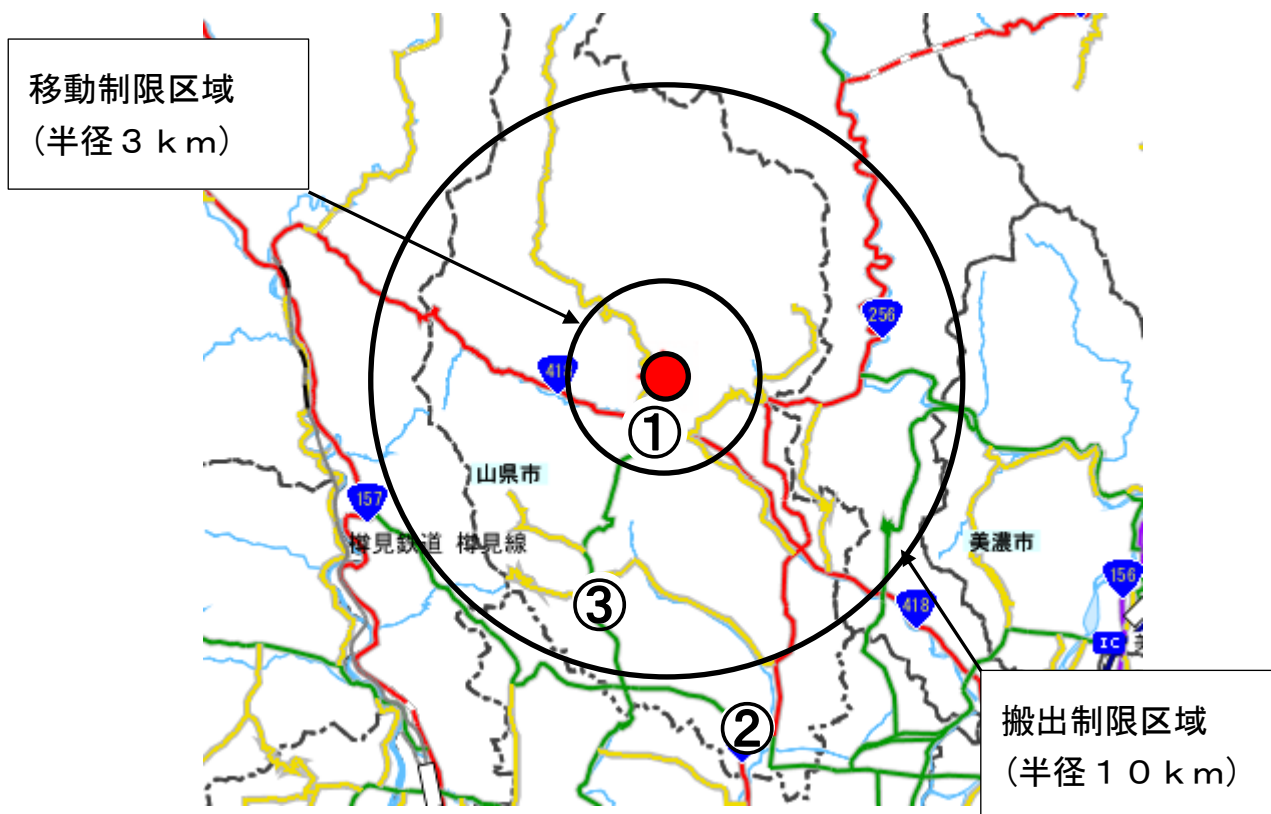
- (1) 移動制限区域（発生農場から半径 3 k m 圏内） 該当なし
- (2) 搬出制限区域（発生農場から半径 1 0 k m 圏内） 1 農場



搬出制限区域内（3～10 km 範囲内）			
A	A 農場	1, 757 頭	岐阜市
計		1, 757 頭	

[6月4日19時現在]

5 消毒ポイントについて



	路線	場所	備考
①	国道 4 1 8 号	山口市役所美山支所	
②	国道 2 5 6 号	山口市役所	
③	県道 9 1 号	伊自良総合運動公園	

II 今後の対応について

1 移動制限区域、搬出制限区域内の農場の制限について

(1) 移動制限区域内農場の制限

- ・区域内の農場なし

(2) 搬出制限区域内農場の制限

- ・搬出制限区域：1農場（A農場）

A農場：豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針及び「監視対象農場検査プログラム（国）」を確認し、国と協議が整ったうえで、出荷を再開

2 発生農場と交差の恐れがある農場（4農場）への対応について

(1) と畜場で交差の恐れのある農場（3農場）

- ・家畜伝染病予防法第32条に基づき、病原体を広げる恐れがある物品の移出を制限
- ・1日2回の報告徴求
- ・立入検査の実施
- ・豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針及び「監視対象農場検査プログラム（国）」を確認し、国と協議が整ったうえで、出荷を再開

(2) 発生農場へ豚を出荷し交差の恐れがある農場（1農場）

- ・上記（1）を実施するほか、清浄性確認検査を実施

3 県内と畜場における対応について

(1) 発生農場と交差の恐れがあると畜場（岐阜市）

- ・「岐阜県食肉市場再開バイオセキュリティ要件」を確認したうえで、搬入、出荷を継続

(2) 発生農場と交差の恐れがあると畜場（関市）

- ・「岐阜県と畜場再開バイオセキュリティ要件」を確認したうえで、搬入、出荷を継続